

兵庫県企業庁利水事務所 緊急用備蓄資材購入
入札関係書類

- ① 入札公告（写）
- ② 入札説明書
- ③ 一般競争入札にかかる注意事項
- ④ 契約書（案）
- ⑤ 金抜設計書・仕様書・図面

入札公告

以下の物品について次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年6月25日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 長田 二郎

1 入札に付する事項

(1) 件名

緊急用備蓄資材購入

(2) 品目及び数量

口径 200mm ダクタイトル鉄管直管部用漏水補修金具 1組

口径 1200mm 鋼管直管部用漏水補修金具 1組

(3) 納入期限

契約締結後 120 日

(4) 納入場所

兵庫県企業庁利水事務所緊急備蓄資材倉庫

住所：神戸市西区神出町南 283-1

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で参加申込みの期間中に納入局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者で、希望業種の大分類が「工事用材料類」、小分類「管工事材料」に登録されている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申し立てに係る開始の決定がなされているものについては、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

3 入札の参加申込、説明書の交付等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒651-2313 神戸市西区神出町田井 3-1

兵庫県企業庁利水事務所 総務課

電話(078)965-2050 FAX(078)965-1755

(2) 参加申込の期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年6月25日(火)から令和6年7月9日(火)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

4 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

令和6年8月5日(月)午前11時
兵庫県企業庁利水事務所 会議室

(2) 入札書の提出期限

上記4(1)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出については、令和6年8月2日(金)午後5時までに上記3(1)の場所に必着のこと。

(3) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納付されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(4) 入札の無効

上記2に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

本件業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を所定の日時までに納付すること。

5 その他

(1) 契約書作成の要否

要作成

(2) 契約保証金

契約保証金の納付を求める場合、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結までに納付すること。ただし、保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(3) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) その他

詳細は入札説明書による。

入札説明書

緊急用備蓄資材購入に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 件名
緊急用備蓄資材購入
- (2) 品目及び数量
口径 200mm ダクタイル鉄管直管部用漏水補修金具 1組
口径 1200mm 鋼管直管部用漏水補修金具 1組
- (3) 履行期間
契約締結後 120 日
- (4) 履行場所
兵庫県企業庁利水事務所緊急備蓄資材倉庫
住所：神戸市西区神出町南 283-1

2 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者とする。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者、又は登録されていない者で参加申込みの期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者で、希望業種の大分類が「工事用材料類」、小分類「管工事材料」に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（ただし、それぞれの申し立てに係る開始の決定がなされているものについては、契約担当者が経営状況等を勘案して入札参加資格を認めることができる。）。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

- (1) 提出期間
令和 6 年 6 月 25 日（火）から令和 6 年 7 月 9 日（火）まで（土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第 15 号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時

まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出場所

兵庫県企業庁利水事務所 総務課
〒651-2313 神戸市西区神出町田井 3-1
兵庫県企業庁利水事務所 総務課
電話(078)965-2050 FAX(078)965-1755

(3) 提出書類

以下の書類を上記(2)に直接持参又は郵送すること。

郵送（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による提出については、令和6年7月9日（火）午後5時までに上記(2)の場所に必着すること。

- ア 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（様式第2号）
- イ 兵庫県物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- ウ 入札保証金の納付免除を希望する場合は、国、地方公共団体等と過去2年間に契約を締結したことがわかる一覧表（様式任意）及び契約書の写し
- エ 入札参加資格確認結果通知書送付用封筒
84円切手を貼付し、返信先の住所、商号又は名称を記載した返信用封筒（長形3号封筒）

(4) 入札参加資格の確認

- ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(1)の最終日とする。
- イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和6年7月16日（火）午後5時までに文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

(5) その他

- ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。
- ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。
- エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 苦情の申立て

入札参加資格がないと認められた者は、次により契約担当者に対してその理由について、書面（様式任意）を持参し、説明を求めることができる。なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 申立期限

令和6年7月23日（火）午後4時まで

(2) 申立場所

上記3(2)に同じ。

(3) 回答

令和6年7月26日（金）に申立場所にて、説明を求めた者に対して書面により回答するので来所すること。

5 設計書等に関する質問

(1) 設計書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式任意）を提出すること。

ア 受付期間

令和6年6月25日（火）から令和6年7月22日（月）まで（県の休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

上記3(2)に同じ。

ウ 提出書類

様式は任意とするが、A4用紙に内容をまとめ、商号又は名称、担当者、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。

エ 提出方法

持参又はFAXにより提出すること。ただし、FAXの場合は、上記イへ到達確認を行うこと。

オ 質問の回答

令和6年7月29日（月）午後5時までに、入札参加申込者に電子メールにより通知するとともに、上記イにおいて閲覧に付す。

(2) 質問書を提出した者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 現地案内を希望する者は、上記イまで連絡すること。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す日時及び場所

上記3(1)(2)に同じ。

8 入札・開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和6年8月5日（月）午前11時

(2) 場 所 兵庫県企業庁利水事務所 会議室

(3) その他

上記3(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写し、積算内訳書（様式任意）を当日持参すること。ただし、郵送等による入札の場合は、入札書を入れた封筒に同封すること。

9 入札書の提出方法

上記8の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送等による場合は、次の方法によること。

(1) 封筒（角形2号封筒）を用いて必ず書留郵便等で送付し、以下のものを封入すること。

ア 物品入札書

なお、入札書は業務の名称、入札者の名称等を記載した小封筒に入れ封印すること。

また、再入札に参加を希望する場合は、「初度入札」と「再入札」の入札書を作成し、それぞれ別の小封筒に封入し、必ず「初度入札」「再入札」の区別を記入すること。

イ 積算内訳書（様式任意）

ウ 入札参加資格確認結果通知書写し

(2) 上記(1)は、令和6年8月2日（金）午後5時までに上記3(2)に必着すること。

(3) 郵送等により入札書を提出した者のうち、入札書が1通のみの場合は初度入札にのみ参加希望とし、再入札が実施される場合はこれを辞退したものとみなす。

10 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額は日本国通貨とし、アラビア数字で記載すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 業務の名称は、上記1(1)に示した名称とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札前に委任状（別紙様式）を提出することとし、入札書には、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

(4) 入札金額は、税抜とすること。

(5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納付を求める場合、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を、令和6年8月1日（木）正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和6年8月2日（金）以前の任意の日を開始日とし、令和6年8月11日（日）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国、地方公共団体等と過去2年間に契約を締結したことがわかる一覧表（様式任意）と契約書写しの提出があるとき。

(2) 契約保証金

契約保証金の納付を求める場合、契約金額（消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする履行保証保険契約を締結する場合等、企業庁会計規程第86条の規定に該当する場合は、この限りでない。

12 開札

- (1) 開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (3) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

13 無効とする入札

- (1) 上記2に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、上記2に示した入札参加資格のない者のした入札は、無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 上記1(1)の業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、企業庁会計規程（昭和54年企業庁管理規程第2号）第71条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に該当するときは、最低価格の入札者以外の者を落札者とする場合がある。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちにくじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。なお、入札書を郵送等した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、入札書【再入札用】により直ちに再度の入札を行う。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

15 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

- (2) 入札保証金が必要な場合、所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時まで納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、上記(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となった者以外の者

16 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穩行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札の執行を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

17 契約書の作成

- (1) 契約締結予定日は令和6年8月9日とする。
- (2) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、速やかに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (6) 翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、契約を解除することがある。

18 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

19 その他注意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした者及び契約締結を拒否した者は、県の指名停止基準により指名停止されることがある。
- (2) 入札参加者は、刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引

の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

- (3) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求める。また、契約書には、ア及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

20 調達事務担当

〒651-2313 神戸市西区神出町田井 3-1

兵庫県企業庁利水事務所 総務課 上倉

電話(078)965-2050 FAX(078)965-1755

一般競争入札に係る注意事項

1 入札金額について

入札説明書 10(4)に記載のとおり、**税抜で記載**してください。

2 入札保証金について

- (1) 契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金を納付してください。
- (2) 現金で納付される場合は、利水事務所にて納付書を発行しますので、**早めにご連絡をお願い**します。利水事務所**で現金の受け取りは行いませんので**、**金融機関で納付**してください。納付書の受け取りは、担当者に入札保証金額をお知らせいただき、ご来庁ください。
令和6年8月1日（木）正午までに納付してください。
- (3) 保険会社との間に県（企業庁）を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を提出したときは、入札保証金の納付を免除します。
- (4) 入札保証保険契約の保険期間は、次のことに留意してください。
 - ① 保険期間の開始日は、入札参加申込日後かつ、入札日の前日までの間にある日としてください。
 - ② 保険期間の終了日は、令和6年8月11日（日）以降の日としてください。
- (5) 入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となりますので注意してください。
- (6) 入札保証金納付の領収書又は入札保証保険証書は、必ず**令和6年8月1日（木）17時まで**に、利水事務所へ提出してください。期限までに提出がない場合は入札保証金の納付が**なかったもの**となります。

3 入札当日に必要な書類について

- (1) 入札書2通（1回目入札用、再入札用）
 - (2) 積算内訳書（様式任意、1回目入札用のみでよい）
 - (3) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
 - (4) 代表者の名刺（代表者が出席の場合のみ）
 - (5) 委任状（代理人が出席する場合のみ）
 - (6) 見積書（入札不調時協議用）を必要枚数
- ※ 入札書等に押印されている印鑑を持参してください。
- ※ 入札の際は、封書にして投函していただきますので、入札件名と貴社名を記載した封筒をご用意ください。
- ※ 見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意ください。

この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものです。各入札者においては、入札公告・入札説明書・設計書を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

(案)

収 入
印 紙

契 約 書

- 1 品 名 緊急用備蓄資材購入
- 2 数 量 口径200mmダクティル鉄管直管部用漏水補修金具 1組
口径1200mm鋼管直管部用漏水補修金具 1組
- 3 契約金額 ￥ ー
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 4 納入期限 契約締結後120日
- 5 納入場所 兵庫県企業庁利水事務所緊急備蓄資材倉庫 神戸市西区神出町南283-1
- 6 契約保証金
- 7 納入の方法 仕様書のとおりとする

兵庫県企業庁利水事務所長（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)とは、
上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行
するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 6年 月 日

甲 神戸市西区神出町田井3-1

兵庫県企業庁利水事務所長 長田 二郎 印

乙 住 所
会 社 名
代表者名

印

(総 則)

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

(契約の保証)

第2条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は甲が確実と認める金融機関の保証

(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、乙が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、保険の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、保証の額の減額を請求することができる。

(検 査)

第3条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

(手直し、補強又は取換え)

第4条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

(給付の完了)

第5条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第6条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることができない。
- 5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）

第9条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分納）

第10条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）

第11条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めるときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第12条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。

第12条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。

3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。

5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第13条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第14条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県知事及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第15条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第16条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、物品を納入するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命

令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第19条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第20条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第21条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（協 議）

第22条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、企業庁会計規程（企業庁管理規程第2号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

誓約書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記1又は2に該当する者をその受託者とししないこと
- 4 上記1、2及び3に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

（発注者）

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 様

（受注者）

住 所

（所在地）

氏 名

法人名

代表者名（職氏名）

電 話

電子メール

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、乙の(又は「甲の」)〇〇〇事務所内△△△室において行うものとし〔又は「契約書において定めた場所で行うものとし」〕、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第10 乙は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

2 乙は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第11 乙は委託事務の一部を第三者(乙の子会社を含む。)に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。

2 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても同様とする。

3 乙は、委託事務の一部を再委託先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

4 再委託等する相手方の変更等を行うおとす場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為につ

いて、甲に対し全ての責任を負うものとする。

6 乙は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、甲の求めに応じて、管理・監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第12 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第13 甲は、乙及び再委託先が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

第14 甲は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を乙に求めること及び当該取扱いについて乙に適切な措置をとるよう指示することができる。

2 乙は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

第15 乙は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

第16 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第17 甲は、乙が本特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、乙に対して損害の賠償を求めることができる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は事務の委託を受けたものを指す

2 委託事務の実態に則して、適宜必要な事項を追加し、不要な事項は省略することができる。

3 第8については、本特記事項において個人情報を取り扱う場所を定める場合の例を基本とし、契約書本体において個人情報を取り扱う場所を定める場合の例を〔括弧書〕とした。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

(受注関係者に対する措置)

第2 乙がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 乙は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、受注関係者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（受注関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 乙は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

- (1) 乙に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 甲は、特定労働者から、乙又は受注関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

- 2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。
- 3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 5 乙は、第1項に規定する特定労働者が受注関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を甲に報告しなければならない。
- 6 乙は、受注関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。
- 7 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。
- 3 甲は、労働基準監督署から受注関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該受注関係者に行うことを求めるものとする。

4 乙は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、甲が定める期日までに当該報告の内容を甲に報告しなければならない。
(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

3 乙は、受注関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

4 乙は、前項の場合において、同項の受注関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 乙が、甲に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（乙が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が乙に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（乙が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）

(損害賠償)

第7 乙又は受注関係者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 乙は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

- 1 契約名 緊急用備蓄資材購入
2 誓約事項

- 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を遵守するよう誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県企業庁利水事務所長 様

所在地
氏名
代表者（職氏名）
電話
電子メール

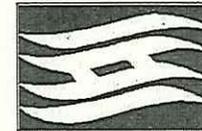
別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- 労働契約法（平成19年法律第128号）
- 健康保険法（大正11年法律第70号）
- 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

本 庁	係長	監査
--------	----	----

事務 所等	所長	副所長 (技術)	浄水第1課長	審査	精算	設計
----------	----	----------	--------	----	----	----



県単事業 令和6年度 水道用水供給事業 工事設計書

工事番号 補修第 0号

路線名等 兵庫県水道用水供給事業 (神出系)

工事箇所 神戸市西区神出町南2-8-3-1

工 種 緊急用備蓄資材購入

	設計者	精算者
照合済	✓	✓

実施

工 事 費 内 訳 書

費目	種 別	単位	前 設 計			設 計 変 更			摘 要
			数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
緊急用備蓄資材購入									
	漏水補修金具	式	1.-						内訳明細書 第1号
	消費税等相当額								
	合計								

第 1 号	細別	漏水補修金具	内訳明細書									
			項目	形状寸法	単位	前 設 計			設 計 変 更			摘 要
数量	単価	金額				数量	単価	金額				
		漏水補修金具(FCD製) DCIP直管部用	φ 200 0.74MPa	組	1							
		漏水補修金具(SS製) 鋼管直管部用	φ 1200 0.74MPa	組	1							
		合 計										

緊急用備蓄資材購入仕様書

1. 摘要

本仕様書は兵庫県企業庁利水事務所の「緊急用備蓄資材購入」に適用する。

2. 業務範囲

本業務は、下記に記載する漏水補修金具の製造・運搬・納品まで行うものとする。

3. 漏水補修金具仕様

漏水補修金具の仕様、数量は下記のとおりとする。

- ・ DCIP直管部用 漏水補修金具(FCD製) φ200 使用圧力 0.74MPa以下 1組
- ・ 鋼管直管部用 漏水補修金具(SS製) φ1200 使用圧力 0.74MPa以下 1組

4. 漏水補修金具 共通仕様

- 1) 使用水 上水道、工業用水道
- 2) 構造 分割式の本体で、水道管を切管することなく設置可能なこと。また、施工後エアの排出が可能な構造であること。
- 3) 材質本体 ダクタイル鋳鉄(FCD)及び一般構造圧延鋼(SS)
ゴムパッキン 水道施設用ゴム材料
- 4) 付属品 標準付属品(ボルト、ナット、パッキン等)、取付けに必要な特殊工具
- 5) 塗装 JWWAの規格に適合するもの。
- 6) 提出書類 日本水道協会の合格証明書、図面、取扱説明書、写真
- 7) 梱包 長期間の保管に耐えられるよう梱包・処置を行い納品すること。
- 8) 納品場所 納品場所は兵庫県企業庁利水事務所の緊急備蓄資材倉庫(神戸市西区神出町南283-1)内の本県支給のパレット(合成樹脂製)上にセットし、監督員が指示する場所とする。
なお、納品時、企業庁所有のフォークリフトの利用を可能とするが、運転操作は受注者にて行うこと。また、運転操作は有資格者が行うこと。
- 9) その他 納品作業中に設備、器物及び第三者に及ぼした損害については受注者が賠償責任を負うものとする。



令和6年度	
事業名	水道用水供給事業（神出系）
工事箇所	神戸市西区神出町南283-1
工事名	緊急用備蓄資材購入
図面	緊急備蓄資材倉庫 位置図

